(趣旨)

第1条 この要綱は、お互いを尊重し合い、個性が生きるまちの実現を目指す ため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施について必要な 事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基 づき永続性を持った生活共同体を構築している又は構築することを約 した関係をいう。
 - (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方の子 を始めとした近親者(三親等内の者その他市長が適当と認める者。以下 「近親者等」という。)を含め、家族であることを約した関係をいう。
 - (3) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップであることを市長に 対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

- 第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するパート ナーシップにある者とする。
 - (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
 - (2) 双方の住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方又はいずれか一方が市内に住所を有すること。
 - イ 双方又はいずれか一方が3か月以内に市内への転入を予定している こと。
 - (3) 双方に配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がいないこと(宣誓しようとする者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。)。
 - (4) 双方が、他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこ

ے کے

(5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、宣誓しようとする者同士が養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

- 第4条 宣誓をしようとする者は、共に市職員の面前において自ら記入した愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、宣誓しようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができる。
- 2 前項に規定する宣誓書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓する日以前3 か月以内に発行されたものに限る。)
 - (2) 双方が現に婚姻していないことを証明する書類(戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したもの等をいう。いずれも宣誓する日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
 - (3) 近親者等とファミリーシップの関係にあることを宣誓しようとする 場合は、その関係を確認できる書類
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市外に在住する者であって愛西市への転入を予定している者は、その事実 が確認できる書類をもって前項第1号に掲げる書類に代えることができる。 この場合において、当該者は、転入後速やかに前項第1号の書類を提出しな ければならない。
- 4 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所その他必要な 事項について市と調整するものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次

- の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
 - (1) 運転免許証
 - (2) 旅券 (パスポート)
 - (3) 個人番号カード (マイナンバーカード)
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が添付された もの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類 (証明書等の交付)
- 第6条 市長は第4条第1項の規定による宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が、第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書(様式第2号。以下「証明書」という。)を交付するものとする。
- 2 市長は宣誓者からの申出がある場合は、証明書のほか愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード(様式第3号。以下「証明カード」という。)を交付するものとする。
- 3 市長は、証明書及び証明カード(以下「証明書等」という。)に記載された 近親者等が証明カードの交付を希望する場合は、当該近親者等にも交付する ものとする。

(通称名の使用)

- 第7条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において氏名と併せて通称名(戸籍に記載された氏名に代わるものとして、社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。)を使用することができる。
- 2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該 通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条の規定による宣誓を するときに提示しなければならない。

(近親者等に関する記載)

第8条 宣誓者の一方又は双方に近親者等がいる場合であって、当該近親者等とファミリーシップの関係にあり、証明書等に当該近親者等の氏名及び生年

月日(以下「氏名等」という。)の記載を希望するときは、当該近親者等の氏名等が記載された宣誓書とともに、次に掲げる書類を市長に提出することで、当該近親者等の氏名等を証明書等に記載することができる。ただし、第4条第2項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 近親者等である事実が確認できる書類(戸籍個人事項証明書(戸籍 抄本)又は戸籍全部事項証明書その他の関係が確認できる書類(提出日 以前3か月以内に発行されたものに限る。))
- (2) 近親者等の記載に関する同意書(様式第4号。15歳未満の近親者等にあっては、宣誓者が親権者である場合を除く。)
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 近親者等について、証明書等に氏名等の記載を希望するときは、第4条第 1項に規定する宣誓書及び前項第2号に規定する同意書に、当該近親者等が 自ら記入するものとする。ただし、15歳未満の近親者等にあっては、当該 近親者等の親権者が記入するものとし、自ら記入することができない事情が あると市長が認めるときは、他の者にこれを代筆させることができる。

(近親者等に関する記載の削除)

- 第9条 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、市長に愛西市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する申立書(様式第5号。以下「申立書」という。)を提出することにより、当該近親者等が記載された証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申し立てることができる。
- 2 前項に規定する申立書は、当該近親者等が自ら記入するものとする。ただし、15歳未満の近親者等にあっては、当該近親者等の親権者が記入するものとし、自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、他の者にこれを代筆させることができる。
- 3 第5条の規定は、前項の規定による申し立てをする場合について準用する。 この場合において、同条中「宣誓」とあるのは「宣誓に関する申し立て」と 読み替えるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により申立書の提出があったときは、当該記載され

た近親者等の氏名等を削除した証明書等を交付するとともに、削除する前の 証明書等の返還を受けるものとする。ただし、証明書等の紛失その他やむを 得ない理由があるときは、当該証明書等の返還を要しない。

(変更等の届出)

- 第10条 第6条の規定により証明書等の交付を受けた者は、第4条の規定により宣誓書に記載した事項に変更が生じたときは、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届(様式第6号。以下「変更届」という。)に変更内容等が確認できる書類及び証明書等を添付し市長に届け出なければならない。
- 2 第5条の規定は、前項の規定による内容変更の届出をする場合に準用する。 この場合において、同条中「宣誓」とあるのは「宣誓書の内容変更の届け出」 と読み替えるものとする。
- 3 市長は、変更届の提出があったときは、その内容を確認の上、必要に応じ、 当該宣誓者に対し、変更後の証明書等を交付するものとする。

(証明書等の再交付)

- 第11条 第6条の規定により証明書等の交付を受けた者は、当該証明書等の 紛失、毀損、汚損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、愛西 市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書 (様式第7号。以下「再交付申請書」という。)により、市長に対し証明書等 の再交付を申請することができる。ただし、毀損又は汚損により証明書等の 再交付を受ける場合は、当該証明書等を添えて申請しなければならない。
- 2 第5条の規定は、前項の規定による再交付の申請をする場合に準用する。 この場合において、同条中「宣誓」とあるのは「証明書等の再交付申請」と 読み替えるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適 当と認めたときは証明書等を再交付するものとする。
- 4 前項に規定する証明書等の再交付を受けた者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに当該証明書等を市長に返還しなければならない。 (証明書等の返還)
- 第12条 第6条の規定により証明書等の交付を受けた者は、次の各号のいず

れかに該当するときは、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書 受理証明書等返還届(様式第8号。以下「返還届」という。)に証明書等を添 えて、市長に届け出なければならない。ただし、第3号の場合であって、宣 誓者の一方が近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する 場合は、この限りでない。また、証明書等の紛失その他やむを得ない理由が あるときは、返還届の届け出をもって証明書等を返還したものとみなす。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) その他各号に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき。
- 2 第5条の規定は、前項の規定による返還の届け出をする場合に準用する。 この場合において、同条中「宣誓」とあるのは「証明書等の返還の届け出」 と読み替えるものとする。

(無効となる宣誓)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。なお、無効と なった宣誓者は、前条に規定する返還届に証明書等を添えて、市長に提出し なければならない。
 - (1) 宣誓書の内容に虚偽があった場合
 - (2) 証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと市長が認めるとき。
 - (3) 第3条の各号の規定に反しているとき。
 - (4) 第4条第3項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(返還又は無効に係る交付番号の公表)

第14条 市長は必要があると認めるときは、第12条により返還させ、また 前条により無効とした証明書等の交付番号(証明書等ごとに付与された番号 をいう。)を公表することができる。

(提出書類の保存期間)

第15条 市長は、この要綱の規定により宣誓者から提出のあった書類を、第

12条第1項の規定により証明書等が返還された日又は宣誓者が同項各号に該当すると市長が認めた日のいずれか早い日から起算して5年を経過する日までの間保存するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、宣誓に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

(宛先) 愛西市長

【宣誓者】

私たちは、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するパート ナーシップ・ファミリーシップの関係にあることを宣誓します。

宣誓日 年 月 日

(ふりがな) 氏 名							
生年月日	左	E 月	日		年	月	日
(ふりがな) 通 称 名							
住 所	TE	L:		Т	EL:		
【子を始めと	した近親者等】	※証明書等に	二記載を希望	!する場合のみこ	ご記入く	ください	(
(ふりがな) 氏 名			生年月日	年	月	日	続柄
(ふりがな) 氏 名			生年 月日	年	月	日	続柄
(ふりがな) 氏 名			生年 月日	年	月	日	続柄
(ふりがな) 氏 名			生年 月日	年	月	日	続柄
※ 宣誓者の氏名等をご記。	- 欄は自署してく: 入ください。	ださい。やむ	を得ない場	合は代筆が可能	もです か	、裏面	面に代筆者
	・ファミリーシップ 宣誓: ・ファミリーシップ 宣誓:						
【市記入欄】					希望	型枚数	(枚
	□運転免許証	□マイナン	バーカード	□運転免許証		イナン	バーカード

1 代筆者

(ふり	がな)	
氏	名	
住	所	

2 確認事項

私たちは、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に定める宣誓を行うにあたり、下記の記載内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を順守することを確認します。

※ 必ずお二人で確認し、該当する項目の確認欄に (✔) を入れてください。 全ての項目にチェックが必要です。

確認欄	項目	要	綱
	互いを人生のパートナー又は家族(ファミリー)として、親密な関	第2条	条第1項
	係に基づき永続性を持った生活共同体を約した関係であること。		
	双方が成年に達していること。	第3条	除第1号
	双方の住所について、次のいずれかに該当すること。	第3条	除第2号
	(1) 双方又はいずれか一方が市内に住所を有すること。		
	(2) 双方又はいずれか一方が3か月以内に市内への転入を予定		
	していること。		
	転入予定者:		
	【転入予定日: 年 月 日		
	双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様	第3条	除第3号
	の事情にある者を含む。)がいないこと(ただし、宣誓しようとす		
	る者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。)。		
	双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこ	第3条	条 第 4 号
	と。		
	双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をする	第3条	& 第 5 号
	ことができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、宣		
	誓しようとする者同士が養子縁組をしている、又はしていたこと		
	により当該関係に該当する場合を除く。		
	要綱第 10 条及び第 12 条に定める事項について、変更届又は返還	第 10	0条
	届(共に証明書等を添付)を提出しなければならないこと。	第 12	2条
	宣誓内容に虚偽等が判明した場合は、返還し、無効とした交付番号	第 13	3条
	を公表することに同意します。	第 14	4条

【宣誓者】

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書

			様	_				様
	年	月	日生	<u>E</u>		年	月	日生
【子を始める	レーた近	如老笨 】						
		机白守】						
			様	_		年	月	日生
			様			年	月	日生
			150	<u> </u>		'	/5	<u> </u>
			様	_		年	月	日生
			様	_		年_	月	日生
【宣誓日】	年	月			【交	[付番号]	第	号

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受理したことを証明します。

愛西市長 〇〇 〇〇 印

◆注意事項

- 1 この証明書は、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に従って扱ってください。なお、この証明書は、法的効力を有するものではありません。
- 2 次の場合は、証明書及び証明カードを返還してください。
- (1) パートナーシップが解消されたとき
- (2) 双方が共に市内に住所を有しなくなったとき
- (3) 一方が死亡したとき
- (3)要綱第13条の規定により、宣誓が無効となったとき
- (4) その他上記に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき
- 3 次の場合は無効となります。
- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- (2) 交付を受けた証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは捏造したとき
- (3)要綱第3条の各号の規定に反しているとき
- (4)要綱第4条第3項の規定に反し、市内への転入を証明する書類を提出しないとき

◆通称名を使用してい	る場合		
以下に戸籍上の氏名	(外国人の場合は、	これに準じるもの)	を記載します。

戸籍上の氏名	戸籍上の氏名
通称名	通称名

【この宣誓書受理証明書について】

この宣誓書受理証明書は、宣誓者が愛西市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱に規定するパートナーシップ・ファミリーシップ(互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性を持った生活共同体を構築している又は構築することを約した関係及び、その関係にある者の一方又は双方の子を始めとした近親者その他市長が適当と認める者を含め、家族であると約した関係。)の関係にあることを宣誓し、愛西市がその宣誓書を受理したことを証するものです。

宣誓者がその関係を説明し、理解を得ていくためのものとして提示することがあります。この受理証明書を提示された方は、本制度の趣旨を十分にご理解いただきますようお願いします。

なお、本制度を利用する方の個人情報(性的指向・性自認や、本制度を利用していること等)について、本人の同意なく口外しないでください。

様式第3号(第6条関係)

(表面)

愛西市 パートナーシップ・ファミ	リーシップ宣誓	第 書受理証明 /	号 カード			
(年 月 日生)	様 (年	月日生	_ 様)			
愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度実施要綱に基づき、宣誓書を受理した ことを証明します。 臼						
宣誓日 年 月 愛西	日 京市長 〇〇 〇)				

(裏面)

このカードを提示された方へ

このカードは、宣誓者が愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあることを宣誓し、愛西市がその宣誓書を受理したことを証明するものです。

このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

 子を始めとした
 様(年 月 日生)

 近親者等
 様(年 月 日生)

(通称名を使用している場合の戸籍上の宣誓者の氏名)

近親者等の記載に関する同意書

(宛先) 愛西市長

以下の者が、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するファミリーシップ関係にあることを宣誓するにあたり、近親者等として、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明力ードに私の氏名等を記載することに同意します。

【同意者】								
(ふりがな)								
氏 名					生年月日	年	月	日
住所					TEL:			
宣誓者との 続柄		親	権者	(同	意者が15歳	未満の場合	合のみ記入)
【宣誓者】								
(ふりがな) 氏 名								
通称名の場合、戸籍上の氏名								
生年月日	年	月		目		年	月	日
【代筆者】								
氏 名			住	所				
※ 同意者が自ら記入してください。同意者が15歳未満の方かつパートナー以外が親権者の場合は、親権者が記入してください。自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、代筆者の氏名及び住所をご記入ください。※ 本人確認できる書類を提示してください。								
【市記入欄】	□電配名並記 □→ /	·十丷	バーナ	_ L		ロスの	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
本人確認書類	[□運転免許証 □マイ	1) 1/	ハーカ	<u> </u>	ロハスかート	口での	기만 ()

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する申立書

(宛先) 愛西市長

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第9条第1項の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等から私の氏名等を削除するよう申し立てます。

ľΕ	Ħ	수 Y	
. .	Г	<u></u> /\1	

(ふりがな)							
(ありかな) 氏 名			<u>'</u>	生年月日	年	月	日
住 所							
			TE	CL:			
宣誓者との 続柄		親権者	(同	意者が 1	5 歳未満の場	合のみ記	入)
【宣誓者】		·					
(ふりがな) 氏 名							
通称名の場合 戸籍上の氏名							
生年月日	年	月	日		年	月	日
【代筆者】							
氏 名		住	所				

- ※ 申立人が自ら記入してください。自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、 代筆者の氏名及び住所をご記入ください。
- ※ 本人確認できる書類を提示してください。

【市使用欄】

→ 1 <i>*b</i> ==1 ++* <i>xx</i>	ロンロナーク ラケライ		□ .°→.12 ì	-7 -0 lile /	\
个人惟認	□連転免許証	□マイナンバーカード	ロハスホート	口をの他()

【添付書類】

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書(交付数全て)
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード(交付数全て)

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届

(宛先) 愛西市長

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に記載した事項について、次の通り変更がありましたので、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第10条第1項に基づき届出します。

【亘音書の内容】				
交付番号	第 号	宣誓日年	月 日	
変更の理由 ※該当するものに✔	□ 改姓・改名□ 近親者等の追加□ その他(□ 転居・転入・転出 □ 近親者等の削除)	

(変更的) (変更後) 氏名又は (変更的) (変更後) (変更的) (変更後) その他の変更 (変更前) (変更後)

(変更前) (変更後) 氏 名 (変更前) (変更前) (変更後) (変更前) (変更後) その他の変更 (変更前) (変更後) (変更後)

※ 本人確認できる書類を提示してください。

【市確認欄】

本人確認	□運転免許証	□マイナンバーカード	□運転免許証	□マイナンバーカード	
書類	□パスポート	□その他 ()	□パスポート	□その他()

【添付書類】

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書(交付数全て)
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード(交付数全て)(住所又は氏名の変更の場合)
- 3か月以内に発行された住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (通称名の追加・変更の場合)
- 社会生活上通用していると認められていることが確認できるもの (近親者等の追記の場合)
- 近親者等である事実が確認できる書類(戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)又は戸籍全部事項証明書その他の関係が確認できる書類。提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
- 近親者等の記載に関する同意書(様式第4号)(15歳以上の近親者等に限る。) (近親者等の削除の場合)
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書(様式第5号)

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書

(宛先) 愛西市長

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第11条の規定により、パ ートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等の再交付を申請します。

記

交付	番号	第	号	宣誓	3	年	月	日
再交付を		□ 紛失	□ 毀損	□汚				
申請する理由 ※該当するものに ~		□ その他	()	
再交付を 希望するもの		□ 愛西市		・ファミリーシャ	ヷ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゚゚゙゚゚゚゚゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	—————— 受理証明書		
※該当する	3ものに ✓	□ 愛西市	ハ ートナーシッノ ・	· / ア ミ リ ーン ゥ	リ 旦言書:	文理証明》 - ト		枚)
【宣誓者】								
(ふりがな								
(ふりかな 氏 名								
通称名の場合								
戸籍上の氏々	名							
生年月日		年	月	日		年	月	日
 住 所	:							
///								
電話番号								
※ 本人確	認できる書	類を提示して	ください。	•				
【連絡先】								
			電話	番号				
氏 名				ト゛レス				
			, ,,,,	7 7 7 1				
【市確認欄】								
本人確認	□運転免許		ナンバーカー		運転免許証		ンバーカ	
書類	□パスポー	ト 口その1	빈 () 🗀	パスポート	□その他	. ()

【添付書類】

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書(交付数全て)
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード(交付数全て) ※紛失の場合はこの限りではありません。

月

日

年

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届

(宛先) 愛西市長

交付番号

本人確認書類

□運転免許証

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第12条の規定により、下記の通り愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書及び愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カードを返還します。

記

宣誓日

号

第

返還の理由 ※該当するものに	□ パートナーシップが解消された □ 双方が共に市内に住所を有しなくなった □ 宣誓者の一方が死亡した □ 要綱第13条の規定により、宣誓が無効となった				
	□ その他()				
【届出者】					
(ふりがな)					
氏 名					
住 所					
電話番号	メールアト゛レス				
※ 本人確認できる書類を提示してください。					
【添付書類】					
	・ファミリーシップ宣誓書受理証明書 交付数全て				
	・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード 交付数全て				
【返却できない場合	合は、その理由をご記入ください。】				
【市確認欄】					

□マイナンバーカード

□パスポート

□その他(